

東日本旅客鉄道労働組合
中央執行委員長 山口 浩治 殿

2019年1月31日

東日本旅客鉄道労働組合東京地方本部
執行委員長 阿部 正明

東日本旅客鉄道労働組合八王子地方本部
執行委員長 金井 正明

東日本旅客鉄道労働組合水戸地方本部
執行委員長 黒澤 純一

J R 東労組中央本部に対する要請書

中央本部は、昨年12月19日に開催された第37回臨時大会で、①組合基金から15億円を切り崩し、5億円を補正予算へ組み入れ、10億円を組織拡大に特化した特別会計を設置する組合基金の使用計画の大綱、②35箇所におよぶ広範な規約・諸規則の改正を提案し、両議案の根拠を一切明らかにしないまま「数の力」で強行採決・成立させました。

私たちが1月13日に発出した「第37回臨時大会に関する抗議および緊急措置要求」に対し、1月24日付けの中央本部からの回答文書では、「臨時大会は…適法かつ適正に運営された…」との回答をいただきましたが、私たちは到底そのような認識には立つことはできません。

今回の臨時大会開催にあたって、私たちは再三にわたり「規約・諸規則の改正」の有無について本部へ問い合わせてきましたが、対応された中央執行委員は大会前日まで「規約・諸規則の改正はない」と断言されていました。

さらに、指令文書や大会資料にも「規約・諸規則の改正」が議題として記載されていなかったばかりか、大会冒頭の「執行委員長あいさつ」でも一言も触れられることはありませんでした。

にもかかわらず、大会終盤の17時30分頃に突如として規約・諸規則の改正案が配布され、改正の理由と主旨説明も一切されることなく、強行採決されたのです。最初から提案時までひた隠すという手法は“騙し討ち”であり、組合員をも欺く手法だと言わざるを得ません。

このような暴挙は、例えば憲法や法律を改正する際に、改正案と理由を国民にひた隠して強行採決することと同様であり、断じて「適法・適正」などと認めるわけにはいきません。

現在、第37回臨時大会の報告を各職場で行っておりますが、組合員から「規約第13条1項の削除は、労働組合法違反にあたるのではないか」との不安の声が出されています。職場で議論をつくり出している代議員・役員は、「規約・諸規則の改正」や組合員の不安の声に一切答えることができません。

このような組合員の不安をつくり出したのは、組合民主主義とはかけ離れた第3

7回臨時大会を強行した中央本部の責任と言わざるを得ません。よって中央本部は「組合民主主義」に基づき、今回の「規約・諸規則の改正」の説明責任を果たすべきです。よって、私たち3地本は下記4点を要求するとともに、中央本部の真摯な対応を要請します。

記

1. 第37回臨時大会で行った規約第13条（組合員の権利）（1）の削除は、労働組合法第5条2項に違反していることなどから、規約第31条（1）に基づき、大会の付託事項として取り扱い、再審議することを求めます。
2. 第37回臨時大会に関する中央執行委員会の議事録について閲覧を求めます。
3. 第37回臨時大会でおこなった規約・諸規則の改正における各項目の改正理由と、組合基金の使用計画の大綱について明らかにすることを求めます。また、東京・八王子・水戸地方本部が主催する機関役員会議に、ご出席いただき説明することを求めます。
4. この要請書に対し2019年2月15日までに書面による回答を求めます。

以 上